

吹田市保育所及び小規模保育事業所 A 型設置事業者募集 質問・回答一覧（令和 6 年 9 月 13 日）

質問事項	回答	
1	<p>「吹田市保育所及び小規模保育事業所 A 型設置事業者募集要項」（以下、「募集要項」）に記載の「吹田市内の保育提供区域図」の赤線と黒線の違いは何か。</p>	<p>黒線が教育保育の提供区域（A～C 区域の 3 区分）の境界であり、当該区域を更に 2 分割（赤線の実線）することで、本公募により施設設置を行う地域単位（6 区分）を示しています。</p>
2	<p>募集要項 [p.1：第 1 > 3] に「※事業所内保育事業所の設置を選定対象に含める場合がありますので、事前に御相談ください。」とあるが、応募する定員に制限はあるか。</p>	<p>定員の指定はありません。ご提案の定員数も含めて選定対象の可否を判断するため、個別にご相談ください。</p>
3	<p>保育所の定員に指定があるか。</p>	<p>募集要項 [p.1：第 1 > 3] に記載のとおり、100人程度を想定していますが、具体的な指定はありません。自由に設定いただけます。</p>
4	<p>令和 7 年 4 月 2 日以降に小規模保育事業所 A 型を開所する計画で応募することは可能か。</p>	<p>募集要項 [p.1：第 1 > 3] に記載のとおり、小規模保育事業所 A 型の開設時期は令和 7 年 4 月 1 日までと指定しています。</p>
5	<p>募集要項 [p.2:第 2 > 2] の「入札手続」・「工事着工」は、小規模保育事業所 A 型のみに関する内容であるか。</p>	<p>保育所・小規模保育事業所 A 型ともに、<u>令和 6 年度中の改修工事の竣工（賃貸物件）かつ施設整備補助金の交付</u>を想定した内容としています。（※交付は未定）</p> <p><上記以外の想定></p> <p>(1)施設整備補助金を交付する場合（*主に令和 7 年 5 月以降に開設する保育所） 入札手続・工事着工は令和 7 年 4 月頃となります。</p> <p>(2)施設整備補助金を交付しない場合 <u>入札不要</u>のため、着工時期の指定はなく、開設時期に間に合うよう工期を設定いただくことで構いません。</p>
6	<p>屋外遊戯場を屋上に設けることは可能か。</p>	<p>地上に設けることが一般的ですが、耐火建築物では屋上利用が可能であることから、用地が不足する場合に限り屋上での設置を認めます。ただし、当該建築物の仕様や設備において、利便性・安全性に配慮いただくことが必要です。</p> <p>募集要項 [p.5：第 3 > 3 > (1) > ク] に一部の条件を記載していますので、併せてご参照ください。</p>

	質 問 事 項	回 答
7	3階でも保育室は設けられるか。 また、認められる場合の要件は何か。	次の規定の要件を満たす場合に設置が可能です。 (1)保育所 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号 (2)小規模保育事業所A型 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号
8	募集要項 [p.9：第4＞1＞(2)＞イ＞(ウ)＞②] に「本市より提示する様式については、同じデータ形式（ワード又はエクセル）で提出してください。」と記載されているが、どちらかのファイル形式に統一すべきか。	各様式について、本市が提示しているデータ形式のまま提出してください。 [例] 1-1 様式1 事業提案書 →ワード 1-2 様式2 提出書類一覧表（チェック表）→エクセル
9	整備補助金の制度はどのようなものか。	募集要項 [p.9：第4＞2＞(2)＞イ/ p.15：第7] に記載のとおり、国制度を活用する予定です。設置施設の所有形態に応じた制度をご参照ください。参考に国交付要綱をホームページに掲載しています。 (1) 所有物件（新築・増築・改築等）…就学前教育・保育施設整備交付金 (2) 賃貸物件（改修工事）…保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業） *いずれも市議会での予算議決、国による決定を得られた場合に補助が可能となるため、事業選定に伴い交付を確約するものではありません。補助の有無に関わらず事業を実施していただきますのでご注意ください。

	質問事項	回答
10	整備補助金の交付額を教えてください。	<p>(1) 所有物件（新築・増築・改築等）…定員数や加算によって金額が異なります。国交付要綱をご参照の上、算出してください。</p> <p>(2) 賃貸物件（改修工事）…現時点での交付額の想定は以下のとおりです。</p> <p>①保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員20名以上59名以下 38,223,000円（補助基準額）×3/4（補助率）＝28,667,000円（上限額） ・定員60名以上 68,801,000円（補助基準額）×3/4（補助率）＝51,600,000円（上限額） <p>※1,000円未満切り捨て</p> <p>②小規模保育事業所</p> <p>38,223,000円（補助基準額）×3/4（補助率）＝28,667,000円（上限額）</p> <p>※1,000円未満切り捨て</p> <p>*いずれも市議会での予算議決、国による決定を得られた場合に補助が可能となるため、事業選定に伴い交付を確約するものではありません。補助の有無に関わらず事業を実施していただきますのでご注意ください。（募集要項 [p.9：第4＞2＞(2)>イ/ p.15：第7]）</p> <p>*工事額や国要綱の更新その他の要因によって補助額が変動する可能性があります。募集要項 [p.9：第4＞2＞(2)>イ] に記載のとおり、助成金の交付がない場合でも本事業を実施していただきます。</p>

	質問事項	回答
11	株式会社など営利法人も整備補助金の対象となるか。	<p>施設類型、所有形態ごとに異なります。</p> <p>(1) 施設の建設【保育所のみ】</p> <p>国補助金「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用します。通常の交付対象は社会福祉法人等に限定されますが、</p> <p>① 国から「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること または</p> <p>② 財政力指数が1未満であること</p> <p>のいずれかに該当する市町村に限り、特別に当該自治体の裁量において上記以外の事業者（株式会社を含みます）を交付対象に含めることが可能とされており、本市では当該特例を活用する形で営利法人を交付対象に位置付けています。しかしながら、①については、新子育て安心プラン実施計画が令和6年度を以って取組期間が終了することが決定しており、令和7年度以降の上記特例の取扱に関して国から方針が示されておりません。</p> <p>②については、令和5年度の本市の財政力指数は「0.95」であり、将来的に1を超える可能性があります。</p> <p>以上のことから、将来的に交付対象とできるかは不明です。</p> <p>(2) 賃貸物件の改修【保育所・小規模保育事業所】</p> <p>国補助金「保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）」を活用します。交付対象は市町村が認める者とされており、本市では営利法人を交付対象と位置付けております。</p>
12	事前審査はどのような場合に実施するか。	募集要項 [p.10：第5＞1] に記載のとおり、定数に2を加えた数を超える申込があった場合に実施します。
13	募集要項 [p.11：第5＞2＞(3)] にヒアリング審査で提案書の内容に沿ってと記載があるが、別紙の資料を用意することは可能か。	ヒアリング時に担当者が確認される目的で、お手元用の資料を持ち込んでいただくことが可能です。なお、本市や委員に対して追加提出することはできません。

	質問事項	回答
14	募集要項 [p.11：第5＞2＞(3)] にヒアリング審査で提案者を匿名で審査をすとの記載があるが、事業提案書の正本、副本すべてで事業者名を伏せた方がよいか。	副本及びデータ提出の書類のみ、提案者の特定を避けるため、事業者名、所在地、代表者名などの情報を除いて作成してください。
15	ヒアリング審査の順番はどのように決定されるか。	本市で任意に決定し、事業者へ通知します。
16	施設運営期間の制限はあるか。	当該期間に定めはなく、将来的に継続して運営いただくこととなります。 ただし、募集要項 [p.14：第6＞2＞(4)] に記載のとおり、施設を廃止される際には本市との協議等の事前手続が必要です。なお、施設整備補助金の交付を受けた場合、この返還が必要となる可能性があるためご注意ください。
17	複数応募することは可能か。	同一応募者による応募件数に制限がないため、複数の応募が可能です。（同じ地域・同じ施設種別も可） 例えば、A区域（片山・岸部地域）で小規模保育事業所A型を1件、B区域（豊津・江坂・南吹田地域）で小規模保育事業所A型を1件・保育所を2件、合計4件を応募することも可能です。 ただし、事前協議対象者として選定された後に実施数を減らすことはできません。全体の選定結果に関わらず、全件が実施可能であることを前提としてご応募ください。
18	複数の応募者が同一物件を仮押さえする場合、仮契約所や権利書等の提出が必要となるか。	左記書類の提出は不要ですが、選定後には当該物件を使用できるよう所有者から確約を得ていただくことが必要です。
19	株式会社が保育所を設置後、当該施設を認定こども園へ移行することが可能か。	認定こども園移行の可否については、設置主体を問わず、市内の教育・保育の受給状況や将来の見込により判断します。現時点において移行を確約できるものではありません。
20	審査事項「特別保育（延長保育、発達支援・要配慮保育、一時預かり事業等）」には、病児保育（体調不良児対応型等）が含まれるか。	病児保育（体調不良児対応型等）も含め、総合的に審査します。

	質 問 事 項	回 答
21	建築検査済証を紛失している場合は「建築確認台帳記載事項証明」の提出が必要とのことだが、これも提出が叶わない場合はどのように対応すべきか。	左記の代替として、建物の安全性を証明いただく書類が必要です。確認内容は多岐にわたることが想定されるため、事前にご相談ください。